

尼崎市監査公表第5号

財務・行政監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に対して、市長等から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により公表します。

令和8年（2026年）6月18日

尼崎市監査委員	村	上	卓	史
同	古	澤	裕	子
同	東	浦	小	夜子
同	辻		信	行

措 置 通 知 表【財務・行政監査】

1 措 置 を 講 じ た 局	保健局
2 監 査 結 果 報 告 日	令和 7 年（2025 年）3 月 21 日
3 措 置 通 知 日	令和 8 年（2026 年）6 月 15 日
4 監 査 結 果 の 内 容（*監査事務局で記載する。） 難病相談会業務委託の履行確認について 難病患者の身体的・精神的負担の軽減を図り患者や家族の支援体制づくりを行うことを目的として、平成 19 年度から難病相談会及び難病患者等交流会の実施等を一者特命随意契約で尼崎市難病団体連絡協議会（以下「難病連」という。）に委託している。本業務の委託料は精算を伴うものであるが、所管課は難病連から提出を受けた実績報告書や領収書等の内容確認などの履行確認を怠った結果、委託料の一部が委託している業務と関係のない受託者の団体活動等に係る経費に充当された状態で精算を完了していたほか、仕様書記載の業務内容が不十分であるなど不適正な事務処理を行っていた。また、難病相談会と難病患者等交流会の経費区分が不明確であった。 （疾病対策課） ＜措置を求める事項＞ 委託している業務と関係のない団体活動等の経費に委託料の一部が充当されたまま精算を完了していた原因は、所管課が業務に係る経費を積算することなく漫然と委託先の見積額等をもって契約したことや、実績報告書及び領収書等の内容確認を怠ったことにあると考える。 今回検出された問題について然るべき対応を行うことは当然として、改めて委託する業務内容や経費を精査するとともに適正な管理を行うこと。	
5 措 置 の 内 容 委託業務と関連性がない不適正な経費（28,214 円）に関して難病連に返還を求め、返還された。また、当該経費の国庫補助金分（補助率 1/2）14,000 円については、令和 8 年 5 月 20 日に厚生労働省へ返還した。 今回の指摘を受け、令和 6 年度精算から、委託業務と関連性のない不適正な経費が含まれていないか、経費区分や実績報告書の実施日が正しいか等、適正に履行確認を実施した。そして、令和 7 年度から、委託料内訳に水道光熱費、家賃及び自治会費を計上しないなど見積額の積算の妥当性を適切に確認した上で契約し、また仕様書に電話相談業務を明記したほか、業務主任担当者届出等の提出書類について決裁を行うなど適正に事務処理を行っている。 今後、当該業務委託において同様の問題が生じないように、新たに業務委託の履行確認時に特化したチェックリストを作成し、リスク防止体制を整備したことで再発防止を図った。さらに、当該業務委託に関する業務手順書に、「業務に潜むリスク及び対応策」を記載することで、想定されるリスクとその具体的な防止策、発生時の対応手順を体系的に整理し、関係者が共通認識を持って業務に取り組めるよう整備を行った。	

＜記載要領＞

- ・ 監査結果報告日：監査の結果を市長に提出した日を和暦（西暦）で記載（事務局が記載）
- ・ 措 置 通 知 日：局が監査委員に措置の通知をした日を和暦（西暦）で記載（局が記載）

措 置 通 知 表【財務・行政監査】

1 措 置 を 講 じ た 局	こども青少年局
2 監 査 結 果 報 告 日	令和 7 年（2025 年）3 月 21 日
3 措 置 通 知 日	令和 8 年（2026 年）6 月 8 日
4 監 査 結 果 の 内 容（*監査事務局で記載する。） <u>子育てサークル育成事業に係る業務委託の履行確認等について</u> 所管課が子育てサークルに委託している子育てサークル育成事業業務委託において、契約事務等の不備（①委託要件などが不明確な実施要綱及び仕様書、②不十分な委託料の積算、③実態とかい離した不適正な支出科目）及び履行確認等の不備（①委託料以外の収入が混在した収支決算書や領収書が不足している状態での不適正な履行確認、②財源が不明な繰越金の発生、③不明瞭な委託料の使途）が生じていた。 （こども福祉課） ＜措置を求める事項＞ 子育てサークル育成事業業務委託において多くの問題が生じていたが、これは委託者として当然実施しなければならない管理や履行確認などを怠っていたことが原因であり、職責の放棄と言っても過言ではない。また、当該業務は実態に鑑みるとサークル活動に対する財政支援であり、市が主体となって実施する業務委託とは言い難いと考え。改めて事業目的や趣旨等を確認した上で適正に業務を執行すること。	
5 措 置 の 内 容 子育てサークル育成事業は、それぞれの地域で活動している子育てサークル（以下「サークル」という。）に対し、自主的なサークル活動を財政的に支援することで、子育ての不安感・孤立感を軽減して子育てを楽しむ環境づくりを推進し、児童の健全育成を図ることを目的としている事業で、その趣旨に鑑み、令和 7 年度からは「委託事業」ではなく「補助事業」として執行することとした。また、補助対象経費については支出科目などを「尼崎市子育てサークル育成事業補助金交付要綱」に明確に定め、同要綱に基づき、補助金の交付を決定し、事業完了後には実績報告書の提出を求めるとともに履行確認するなど適正な事務の執行をはかることとした。 受益者負担に係る経費については補助金を充てることがないよう、子育てサークル活動の実施に係る経費のみを補助の対象とした。具体的には、補助の対象となる支出経費を具体的に定めたほか、補助対象経費の事業内訳を記載した収支決算書と、当該支出に対応する領収書を貼付した書類を実績報告書に添付させて、事業完了後、速やかに提出を求めるとともに、事業の履行確認においては、対象経費以外の記載がないか、領収書等の貼付漏れがないかなど、要綱に基づき適正に履行確認を行うことを徹底した。 加えて、今後においても、「尼崎市子育てサークル育成事業補助金交付要綱」に基づき補助金の適正支出の履行確認を徹底し、また人事異動等により担当職員が変更にな	

っても確認漏れが生じないようにマニュアルの整備を図ったほか、確認事項を一覧にしたチェックシートを作成し、担当者と担当係長が相互に当該シートを活用し、二重チェックすることで再発防止を図ることとした。

なお、補助金額については、施設利用料や講師謝礼などサークル活動に必要と考えられる経費をもとに、次表のとおり 45,000 円/年と設定した。

費目	積算額	内訳等
報償費 (講師謝礼)	12,000 円	@3,000 円/時間×2 時間×2 回=12,000 円 (上半期と下半期に 1 回ずつ)
需用費 (消耗品費、印刷製本費)	5,000 円	消耗品 5,000 円
役務費 (郵送料、保険料)	8,000 円	傷害保険料 8,000 円 (@800 円×10 人(要綱に定める 5 組以上))
使用料及び賃借料	20,000 円	会場使用料 20,000 円 (@1,000 円×20 回(要綱に定める実施回数))
合計	45,000 円	

<記載要領>

- ・ 監査結果報告日：監査の結果を市長に提出した日を和暦（西暦）で記載（事務局が記載）
- ・ 措置通知日：局が監査委員に措置の通知をした日を和暦（西暦）で記載（局が記載）

措 置 通 知 表【財務・行政監査】

1 措 置 を 講 じ た 局	こども青少年局
2 監 査 結 果 報 告 日	令和 8 年（2026 年）3 月 19 日
3 措 置 通 知 日	令和 8 年（2026 年）6 月 16 日
4 監 査 結 果 の 内 容（*監査事務局で記載する。） <u>こどもクラブにおけるスポーツ安全保険料等の管理について</u> こどもクラブにおけるスポーツ安全保険料の徴収事務において、市で定められた運用に則らない次のような不適正な徴収事務が行われていた。 (1) 係長名義の銀行口座での公金管理 (2) 現金取扱員でない職員による現金の取扱い (3) 所管課独自の預かり証の発行 また、その銀行口座には、過去に徴収した振込手数料が残ったままとなっていた。 その他、4つのこどもクラブにおいて、使途不明な現金が存在していた。 （児童課） ＜措置を求める事項＞ こどもクラブにおけるスポーツ安全保険料の徴収方法等が市の規則に反していることを把握し、是正する機会がこれまでにあったと考えられるが、その不適正な状態を放置してきたことは、組織としての現金の取扱いに対するリスク認識の低さに起因するものと考ええる。 したがって、速やかに規則に則った方法に改善すること、また過去に徴収した振込手数料及び使途不明金等についてしかるべき対応を行うことは当然として、今後同様の問題が生じないように、問題を認識した際には、その対応の進捗管理を適切に行うなど問題を先送りすることなく迅速に解決すること。	
5 措 置 の 内 容 (1) 係長名義の銀行口座を廃止し、新たに「尼崎市現金出納員 児童課長」名義の口座を作成し、こどもクラブにおけるスポーツ安全保険料の公金管理を行うよう事務処理を改めた。 (2) 上記(1)により作成した銀行口座に、保護者が直接振込む方法に改めることにより、現金取扱員ではない職員による現金取扱を改めた。 (3) 上記(2)のとおり、職員による現金取扱を取りやめ、銀行振込としたことにより、独自の預かり証を廃止した。 また、係長名義の銀行口座に残っていた過去の振込手数料については、市歳入として受け入れを行い、加えて4つのこどもクラブの使途不明な現金については、取得物であったことから、警察への届出を行った。	

＜記載要領＞

- ・ 監査結果報告日：監査の結果を市長に提出した日を和暦（西暦）で記載（事務局が記載）
- ・ 措置通知日：局が監査委員に措置の通知をした日を和暦（西暦）で記載（局が記載）

措 置 通 知 表【財務・行政監査】

1 措 置 を 講 じ た 局	教育委員会事務局
2 監 査 結 果 報 告 日	令和 8 年（2026 年）3 月 19 日
3 措 置 通 知 日	令和 8 年（2026 年）5 月 14 日
4 監 査 結 果 の 内 容（*監査事務局で記載する。） <u>金庫内に放置されていた現金について</u> 事務室の金庫内には手提げ金庫が複数保管されているが、そのうち 2 つの手提げ金庫内に現金（合計 57,322 円）が封筒に入れられた状態などで管理されず存在していた。所管課は金庫内を定期的に点検するなど、その保全に努め、保管している現金や物品等を適正に管理する必要がある。しかしながら、金庫内の整理や点検が行われておらず、金庫内の金銭等について人事異動による引継ぎも行われていなかった。 （尼崎双星高等学校） ＜措置を求める事項＞ 放置されていた現金に対してしかるべき対応を行うことは当然として、定期的な金庫内の整理・点検や人事異動時の適切な引継ぎ、そして現金の取扱いリスクに対する職員の意識を高めるなど、適切な再発防止策を講じること。	
5 措 置 の 内 容 金庫内の不明金の発生経緯等の調査結果及び対応については次のとおりである。 尼崎双星高等学校は平成 23 年度に尼崎東高等学校と尼崎産業高等学校が統合し開校しており、不明金が入っていた手提げ金庫は統合前に各高等学校で使用されていたものと考えられ、過去の事務長等に聞き取りを行うなどの調査をしたが、現金の発生経緯等については不明であった。 これらの現金は長期間に亘り市が占有していたことから、令和 8 年 2 月 20 日に全額（57,322 円）市へ歳入処理（一般会計の雑入）を行った。 再発防止策として、事務室で諸費等を受け取った場合は速やかに収納処理を行うなど、現金の取扱いについて適切に処理するよう課内周知を行った。今後は年度末に金庫内の整理や点検を行うこととし、職員の異動が生じた際は確実に引継ぎを行うことを徹底する。 なお、令和 8 年 4 月に学校内の全ての金庫内の整理・点検を行い、不明金がないことを確認した。	

＜記載要領＞

- ・ 監査結果報告日：監査の結果を市長に提出した日を和暦（西暦）で記載（事務局が記載）
- ・ 措置通知日：局が監査委員に措置の通知をした日を和暦（西暦）で記載（局が記載）